

第一章 戦前における郷土教育の系譜と昭和初期における教育政策の動向

第一節 戦前における郷土教育の系譜

第一項 直観教授としての郷土教育

本節では、まず昭和初期にいたるまでの郷土教育について概観する。広義の郷土教育は、1880年代にペスタロッチ教育思想の影響下で、地理科の準備的直観教授として開始された。1900年代には、さらにヘルバルト派の統合思想の影響を受け、地理、歴史、理科といった実科の準備段階としての郷土科として実施され、さらに牧口常三郎によって全学科の郷土化、学科統合の中心としての「郷土科」が提唱された。その後、児童中心主義に立つ新教育の影響を受け昭和初期の隆盛を迎える。これら昭和初期にいたるまでの郷土教育を振り返り、戦前に展開された郷土教育の中で昭和初期の郷土教育の位置付けを明らかにする。なおここでの郷土教育は、郷土を教育の方法あるいは目的として扱う教育と考える。すなわち、前者は郷土を方法概念として捉え、後者は目的概念として捉えるものであり、言い換えば、方法論的郷土教育と目的論的郷土教育と言える¹⁾。方法論的郷土教育は、直観主義、实物教授の理論を背景に、郷土を対象として社会的見方や科学的方法を育成するもので、子どもが郷土教育で習得した見方、方法を通してより発展的な学習をしていく際の基礎を育成することを目的としている。一方、目的論的郷土教育は、郷土 자체を把握させることを目的としている。しかし、郷土そのものの理解にとどまらず、郷土の学習を通じて、郷土の問題点や課題を明らかにするとともに、郷土そのものを学習の中心的内容に据えることで、ひいては愛郷心をもった実践的な人間形成を目指していこうとするものである。つまり、前者は認識力や理解力の育成を主な目的とした郷土教育であり、後者は精神涵養や人格形成を主な目的とした郷土教育である。

さて、郷土教育は昭和初期において突如隆盛したものではなく、その系譜は、江戸時代にまで遡ることができる。すなわち、『諸国名所図会』等の往来物の系譜をもつ郷土誌の存在である²⁾。その後、明治期を迎え、1872（明治5）年の「学制」では、欧米の制度にならい全国一律の教育制度が施行され、同年「小学教則」が示されたが、その中には特に郷土教育に関係あるものは示されなかった。

その後文部省は、1881（明治14）年5月4日、「小学校教則綱領」を公布し、小学校の地理科において初めて郷土教授に考慮するべき旨を明らかにした。この綱領の第14条には、次のように教授要旨が述べられていた。

「地理ハ中等科ニ至ツテコレヲ課シ先学校近傍ノ地形即チ生徒ノ親シク目擊シ得ル所ノ山谷河海ヨリ説キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ次ニ日本地理及世界地理ノ総論、五畿八道ノ地理、外国地理ノ大要ヲ授ケ高等科ニ至ツテハ地文ノ大要即地球、地皮、大氣、水、陸、生物物産等ノ事ヲ授クルヘシ凡地理ヲ授クルニハ地球儀及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ実地ニ就キ児童ノ観察力ヲ養成スヘシ³⁾」
(下線筆者)

この教則は、文部省による施策において、郷土教育に関する規定が現われた最初のものである。「郷土」という語は使用されていないが、「生徒ノ親シク目擊シ得ル所」あるいは「務テ実地ニ就キ」とあり、郷土を地理教育の対象として積極的に用いるよう示されていた。しかし、それは「日本地理」あるいは「世界地理」に入る端緒として、まず身近な地域を観察する程度のものであった。

この初期の郷土教育に新しい傾向をもたらしたのがペスタロッチ主義の教育思潮であった。アメリカに留学した高峰秀夫らによるペスタロッチ主義の教育論、教育法の紹介と普及が開発主義教育として行われ、若林虎三郎、白井毅による『改正教授術』では「地理学ヲ授クルニハ先ツ生徒ヲ囲繞スル諸物ニ就キテ之ヲ精確ニ観察セシムルヲモツテ始ムベシ」と直観による地理教授の必要性が力説された。こうした直観主義による教育方法普及の動向を背景に、1891（明治24）年10月、文部省令第11号「小学校教則大綱」が制定された。先の1881（明治14）年の「小学校教則」では、地理科においてのみ郷土教育的傾向が見られたが、1891（明治24）年の「小学校教則大綱」では、郷土教材による直観教授がさらに歴史、理科においても規定となって現われていた。例えば地理に関する第6条においては「尋常小学校ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷土ノ地形方位等児童ノ日常目擊セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ漸ク進ミテ本邦ノ地形、気候、著名ノ都会、人民ノ生業等ノ概略ヲ授ケ」と示され、また歴史についても第7条で「尋常小学校ノ教科ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ關スル史談ヨリ始メ漸ク建国ノ体制」として、郷土史談が日本の歴史の導入とされていた。さらに理科においても、第8条で「最初ハ主トシテ学校所在ノ地方ニ於ケル植

物動物鉱物及自然ノ現象ニ就キテ児童ノ目撃シ得ル事実ヲ授ケ」として児童の身近にある直観材料を理科教育の端緒とするよう記されていた。このように、地理のみならず歴史や理科等においても、直観教授的視点からの郷土教育は、いわば公的に位置付けられ推進された。またさらに、この「小学校教則大綱」は、「郷土」という用語が行政による教育内容規定に現出する初見であり、初めて「郷土」の語が用いられたことにおいても画期であった⁴⁾。これらは、地理、歴史、理科等の学習展開の端緒としての郷土教材であり、その意味で方法論的郷土教育として展開されたものと言える。

しかし、その後1900（明治33）年の小学校令の改正において、こうした地理、歴史、理科に見られた郷土に関する各教授事項は規定から除外された。郷土に関する教授によってそれらの教科の初步的な教授とするという方針は取り除かれ、例えば地理では「地理ヲ授クルニハ成ルベク実地ノ観察ニ基ツキ」とし、理科では「理科ヲ授クルニハ成ルベク実地ノ観察ニ基ツキ」として直観教授の意義を残したのみで、1891（明治24）年の「小学校教則大綱」のような郷土中心の教授要旨は全く見られなくなつたのである。そして、1903（明治36）年からは国定教科書制度も成立し、国民統合と近代化の進行とともに教育内容の画一化が進められていった。

第二項 「郷土科」の提唱と教科統合原理としての「郷土科」

前述のように、「教則」等における内容規定は後退したのであるが、それによって郷土教育の潮流は失われたのではなく、むしろ同じ1890年代において「郷土科」の設置としての提唱され、理論的側面、ひいては実践的側面においてより発展をみせた。

教科としての「郷土科」設置の提唱は、小学校をその対象として、1890年代初めにヘルバルト派の学科統合の教授説とともに、ドイツのハマート・クンデが「郷土科」として紹介されたことにより始まる⁵⁾。そして、1900年代になると次々に「郷土科」設置を主張する著作が現われるようになった。その代表的なものとしては、1902（明治35）年刊行の増沢長吉、桂信次郎による『郷土科教授指針』をはじめとして、同年刊行の寺内穎『尋常小学校直観教授指針』、翌1903（明治36）年刊行の棚橋源太郎『尋常小学校に於ける実科教授法』、1906（明治39）年刊行の佐々木吉三郎『地理教授提要』等である。これらで主張された「郷土科」は、総じて地理、歴史、理科等の「実科」（内容教科）の準備段階として位置付けられ提唱されたもであった。そして、さらにこの「郷土科」を単なる一教科

ではなく、小学校のカリキュラム全体の中心に据えようという画期的な構想を提唱したのが牧口常三郎であった。牧口は『教授の統合中心としての郷土科研究』（1912刊行）において、「郷土科」は諸教科の「教授の起発点として要用なる観念を与ふる」とともに、「教授の帰終点として要用なる応用的方面を網羅」するものであって、「諸教科の統合中心たる任務に堪ふる」として提唱した。すなわち、その位置付けは「郷土科」を地理・歴史・修身・国語・算術・理科等、諸学科の連絡統合の中心軸におくして、「教授材料と教授力学習力との経済的整理を緊急目的とする教科案論」として、つまり教授学習過程の合理化の視点から、根本的なカリキュラム改造案として提唱したのである。さらに、牧口は全教科の郷土化を目指し、それによって獲得された概念・理法等により、「自己の郷土に応用して、自己の生活の用に立てるとともに、その郷土の全体の幸福を増進するために貢献する様媛けなければなりません」と、態度形成、人格形成を目指した郷土教育を開いた。すなわち、諸学科の統合する中心点として「郷土科」を位置付けるだけではなく、愛郷心を養成し将来の活動に対する根底を築くものであるとしたのである。ここに至り、牧口の提唱する郷土教育は、「郷土観念の養成、郷土の理解、郷土愛の覚醒」を目的とし、もはや教育方法や教授原理としての方法論的郷土教育ではなく、精神涵養や人格形成と深く結びついた目的論的郷土教育を主張するにいたったのである。

このように、初等教育を中心とする「郷土科」の設置は、1900（明治33）年の小学校令の改正による郷土に関する教授事項の除外、そして、1903（明治36）年の国定教科書制度成立による教育内容の画一化傾向にもかかわらず、先駆的な実践と結びついで提唱された。

第三項 大正新教育における郷土教育

以上のように、これまでの郷土教育はまず教授の端緒として直観化という方法論的立場から主張され、さらに牧口に至り郷土観念の育成や愛郷心の涵養といった目的論的立場から主張されてきた。これらの郷土教育における郷土は、本来学習の主体である子どもの立場にかかわらず、既に客観的に存在している郷土であり、その意味で子どもの主觀に即すものではなく、いわば子どもの学習対象としての郷土、客観的対象としての郷土であった。

しかし1920（大正9）年前後から、児童中心の新教育が主張されるに及び、従来とは違った観点から郷土教育が促進されるようになった。大正期、新教育あるいは自由教育と呼ばれた新しい教育の主張は、いかに教えるかといった教授を主眼とした教育の在り方から、

その教授の対象である子どもに目を転じ、子どもを主体とした教育の在り方を主張した点において画期であった。児童中心の視点を主張する大正自由教育は、元来郷土教育を目指したものではないが、実際には児童の生活の舞台は郷土であり、郷土を中心とした教育こそ最も児童の生活に近接した教育であると考えられた。こうした意味から、児童中心の新教育は郷土教育を標榜したものではないが、必然的に郷土教育的色彩を有した。問題の焦点は児童の生活であり、児童の生活内容を形成する限りにおいてのみ郷土が教育的意味をもつとしたのである。

例えば、1920（大正9）年から奈良女子高等師範学校附属小学校を中心に展開された、木下竹次による「合科学習」を取り上げる。木下は、低学年の学習形式として「合科学習」を創案し、生活即教育という考え方を徹底して児童の生活内容に何等の課題を施さず、広く環境を整理してその間に学習生活を遂げさせることを目指した⁶⁾。したがって、「合科学習」においては、まず教師が環境を整理し、それを教師が指導していくという過程をとる。環境整理は教師の最も重要な課題であって、自然、社会、学校、家庭の4つの環境を交互に与えなければならない。与えられた一定の環境内において、児童は自発的に学習するのである。すなわち、郷土的環境に即して児童の生活を発展させる教育であり、そこでの郷土は、児童の対象ではなく学習経験の場そのものであった。

また東京女子高等師範学校附属小学校では、北沢種一が1925（大正14）年から「全体教育」を開始し、作業学習に基づいた労作教育の展開を試みた⁷⁾。木下による「合科学習」が、環境を主とした個別学習であるのに対し、北沢の「全体教育」は、題材を中心とした共同学習を行った。北沢は、特に郷土に関して以下のように述べていた。

「郷土は要するに自己観察及び自己経験の総体に当るのである。これは凡ての教科目は皆其根基を郷土に置くといふ意味であって、郷土は単に地理の基礎、歴史の基礎を与える材料ではないことを意味し、現代の全体教育は即ち郷土を離れては存在し得ないことを現はに表示してゐるものと見ることが出来るのである⁸⁾。」（下線筆者）

従来のように、郷土を「単に地理の基礎、歴史の基礎を与える材料」とするのではなく、郷土はもはや児童の「自己観察及び自己経験の総体」であった。このように、北沢は「全体教育」が一種の郷土教育であり、さらには、郷土を単に学習対象としてではなく、児童の学習体験そのものとする新しい郷土教育を提唱した。

第四項 昭和初期における郷土教育の隆盛

以上のように、昭和初期に至るまでの郷土教育は、方法論的郷土教育から目的論的郷土教育への展開、さらに大正自由教育の中で、児童を中心とした新しい郷土教育も試みられた。しかし、それは先駆的教育者や師範学校附属小学校等に限って実践されたものであり、その意味で「局所的」なあるいは「特別」な郷土教育であった。また文部省による取り組みも、1891（明治24）年の「小学校教則大綱」では、「郷土」の語を初めて使用し、地理、歴史、理科等に郷土に関する各教授事項を規定したが、その後の1900（明治33）年の小学校令の改正においては教授要旨から除外していた。

しかし昭和期に入ると、郷土教育はにわかに盛んになった。これは1930（昭和5）年以降、郷土教育関係出版物が急激に増加していること、師範学校による郷土研究文献の出版が始まることから窺える⁹⁾。また教育雑誌における郷土教育に関する論説も、1927-29（昭和2-4）年が年平均2-4編であったのが、1930（昭和5）年には32編、1931（昭和6）年6月までに62編という急増ぶりであった¹⁰⁾。その状況は「昨年より我が国に現われた郷土教育の流行には實に驚くべきものがある。最近数年間に於いてこの郷土教育の力を以て教育会を風びしたものが他にあつたらうか。一時に現れ出た郷土教育に関する諸著書、諸雑誌上の夥しい論文、これ等は我が教育界が現在郷土教育に就いて如何に大きな関心をもっているかを示して居るものと見られる。郷土教育こそは確かに昭和初年に於ける初等教育界の一異彩と考えられるものである¹¹⁾。」といわれるほどであった。

こうした状況の中で、1930（昭和5）年11月には刀江書院の社主である尾高豊作と、人文地理学者で文部省嘱託の小田内通敏とが中心となって郷土教育連盟も結成された。また文部省も、1927（昭和2）年の全国の師範学校附属小学校を中心に実施した「郷土教授二閑スル件」照会を皮切りに、1928・29（昭和3・4）年の『農村用高等小学校読本』の刊行、1930・31（昭和5・6）年には「郷土研究施設費」の交付、1931（昭和6）年には中学校、師範学校等における「教授要目改正」、1932（昭和7）年に「郷土教育資料の陳列と講話」の実施、1932-37（昭和7-12）年に「郷土教育講習会」、そして1936-39（昭和11-14）年の『総合郷土研究』の編纂等、郷土教育にかかる施策を次々実施した。前述したように、これまでの文部省による郷土教育への取り組みは、直観教授の影響を受け小学校を中心としてきており、また施策としては、教則における教授要旨に郷土に関する教

を施すよう規定する程度であった。しかし、昭和初期にいたっては、主に師範学校を中心的対象とし、その内容も読本の郷土化、関係施設の充実、教育内容の改正、講習会の実施、そして郷土教育を支えるべく郷土研究方法の確立というように多様化したのである。それまでの郷土教育を、いわば「局所的」で「特別」な郷土教育とするなら、昭和初期の郷土教育は、官民ともに取り組み、そして「全国的」に「一般化」された郷土教育と位置付けられる。

【註】

- 1) 岩田一彦氏は、地域学習に関する論と実践を二分して考え、方法論的地域学習と目的論的地域学習として提唱している。（岩田一彦「地域学習」大森照夫、佐島群巳、次山信男、藤岡信勝、谷川彰英『新訂社会科教育指導用語事典』教育出版、1993、p.11）本論はこれを参考にした。
- 2) 三宅達也「わが国における郷土教育の系譜に関する研究－郷土教育連盟による活動を中心に－」日本地理教育学会『新地理』第26巻第4号、全日本社会科教育研究会、1979.3、p.45参照。
- 3) 海後宗臣、飯田晃三、伏見猛弥『我が国に於ける郷土教育と其施設』目黒書店、1932、p.2.
- 4) 平山光衛「郷土と郷土教育」『宇都宮大学教育学部紀要』第31号、宇都宮大学教育学部、1981、p.42に指摘されている。
- 5) 海後宗臣、飯田晃三、伏見猛弥「我が国に於ける郷土教育の発達」東京帝国大学教育学研究室教育思潮研究会『教育思潮研究』第6巻第1輯、目黒書店、1931、p.209参照。
- 6) 日本近代教育史事典編集委員会『日本近代教育史事典』平凡社、1971、p.271参照。
- 7) 前掲書5), p.271参照。
- 8) 前掲書3), p.36.
- 9) 宮原鬼一「郷土教育研究史序説」『東京教育大学教育学部紀要第13卷』教育大学教育学部、1967参照。
- 10) 前掲書9), p.225に指摘されている。
- 11) 前掲書5), p.203.

第二節 大正期から昭和初期における教育的課題と教育政策の動向

第一項 臨時教育会議の設置と大正前期の教育政策の動向

明治末から大正にかけての時期は、日本近代史にとって大きな転換期であった。日本では、明治維新からほぼ40年の歳月を費やして近代国家体制の基礎が構築されたが、その結果による国力の増強、国際的地位の上昇とともに、様々な新しい問題に対処しなければならなくなっていた。特に教育の面では、明治30年代中に普通教育を中心とする学校制度の基礎が固められていたが、その後の近代化の進展とともに、専門教育・高等教育等の拡大整備を図る必要が生ずるとともに、普通教育についても制度上の見直しや財政的な整備、教育内容や方法の改善等が必要とされた。特に学制改革の問題は、日清戦争直後の高等教育会議設置以来、一貫して教育審議機関における主な議題とされてきた¹⁾。しかし、結果として効果的な答申が得られなかつたので、所管を従来の文部省から内閣に移して、より強力な権能と大きな権威をもつ新しい審議機関に改編した。こうして設置されたのが臨時教育会議である。

臨時教育会議は、1917（大正6）年9月に設置され、1919（大正8）年5月に廃止されるまで、1年8ヶ月にわたって存続した合議制機関で、内閣総理大臣の諮詢に応じて「教育ニ関スル重要ノ事項」を調査審議した。教育政策を審議する合議制機関としては、1896（明治29）年から1913（大正2）年まで設置された高等教育会議、それを継承して1913（大正2）年から1917（大正6）年まで設置された教育調査会に続く3番目の機関であった²⁾。しかし、前二者がともに文部大臣の監督に属し、その諮詢に応じて審議する機関であったのに対して、臨時教育会議は、教育関係としては初めて内閣総理大臣直属の諮詢機関として設置されたのである（資料1-1 「戦前における教育諮詢機関」参照）。

臨時教育会議の実際の会議数は、1917（大正6）年10月から1919（大正8）年3月にいたるわずか1年半の間に、総会30回、主査委員会83回が開催され、精力的な審議が行われた。その諮詢事項は、次の9つである³⁾。

資料 1-1 戦前における教育諮問機関

年	文部大臣の諮問機関	内閣総理大臣の諮問機関
1896(明29)		
1897(明30)		
1898(明31)	高等教育会議 (1896~1913)	
1899(明32)		
1900(明33)		
1901(明34)		
1902(明35)		
1903(明36)		
1904(明37)		
1905(明38)		
1906(明39)		
1907(明40)		
1908(明41)		
1909(明42)		
1910(明43)		
1911(明44)		
1912(大1)		
1913(大2)	教育調査会 (1913~1917)	
1914(大3)		
1915(大4)		
1916(大5)		
1917(大6)		
1918(大7)		
1919(大8)	臨時教育委員会 (1919~1921)	
1920(大9)		
1921(大10)		
1922(大11)	教育評議会 (1921~1924)	
1923(大12)		
1924(大13)		
1925(大14)		
1926(大15)		
1927(昭2)		
1928(昭3)		
1929(昭4)		
1930(昭5)		
1931(昭6)		
1932(昭7)		
1933(昭8)		
1934(昭9)		
1935(昭10)		
1936(昭11)		
1937(昭12)		
1938(昭13)		
1939(昭14)		
1940(昭15)		
1941(昭16)		
1942(昭17)		
1943(昭18)		
1944(昭19)		
1945(昭20)		

・阿部彰『文政審議会の研究』風間書房、1975、p.10、国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第一集 総覧』明星大学出版部、1989、p.25より作成。

諮詢第1号「小学校教育ニ関スル件」
諮詢第2号「高等普通教育ニ関スル件」
諮詢第3号「大学教育及専門教育ニ関スル件」
諮詢第4号「師範教育ノ改善ニ関スル件」
諮詢第5号「視学制度ニ関スル件」
諮詢第6号「女子教育ニ関スル件」
諮詢第7号「実業教育ニ関スル件」
諮詢第8号「通俗教育ニ関スル件」
諮詢第9号「学位制度ニ関スル件」

これらの諮詢事項の中で、特に懸案であった学制改革に関しては、高等教育機関の整備と拡張⁴⁾に関して実現されたが、義務教育の年限延長、高等小学校を含む中等教育段階諸学校の制度・教育内容の在り方、専門学校を含む高等教育機関の再編成、師範学校の専門学校程度への引き上げ、女子に対する高等教育機会付与の方法等の問題に関しては、時期尚早として実質的に審議を回避し、その解決は将来に留保された。

第二項 文政審議会の設置と大正後期から昭和初期における教育的課題

こうした臨時教育会議において実現できなかった諸課題の解決とともに、1923（大正12）年11月10日交付の「国民精神作興勅書」の趣旨を受けて内閣に設置された機関が文政審議会であった。文政審議会は、1924（大正13）年4月15日に勅令第85号「文政審議会官制」により設置され、1935（昭和10）年12月29日勅令第322号をもって同官制が廃止されるまでの11年8ヶ月にわたって、文部省の教育全般にかかる「有力な」諮問機関として存続した⁵⁾。内閣総理大臣の教育に関する諮問機関としては、先に示した臨時教育会議、次の臨時教育行政調査会に続き、史上3番目の機関として設置された（資料1-1「戦前における教育諮問機関」参照）。その間の諮詢事項は14件で、大正後期から戦前昭和期にかけての教育諸政策の策定に中心的役割を果たした。14の諮詢事項は以下の通りである⁶⁾。

諮詢第1号「小学校令改正ノ件（義務教育年限延長）」
諮詢第2号「中等教育改善ノ為ノ中等教科書ノ標準編纂ノ件」

- 諮詢第3号「師範教育ノ改善充実ニ関スル件」
諮詢第4号「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」
諮詢第5号「幼稚園令制定ニ関スル件」
諮詢第6号「高等小学校制度改善ニ関スル件」
諮詢第7号「青年訓練ニ関スル件」
諮詢第8号「大学令中改正ニ関スル件」
諮詢第9号「師範教育制度改正ニ関スル件」
諮詢第10号「学位令中改正ニ関スル件」
諮詢第11号「中学教育改正ニ関スル件」
諮詢第12号「師範教育改正ニ関スル件」
諮詢第13号「大阪帝国大学創設ニ関スル件」
諮詢第14号「青年学校制度制定ニ関スル件」

臨時教育会議が先送りした学制改革上の諸懸案は、これらの諮詢案の中で具体化に向けて審議された。文政審議会の審議、答申の後、実際に制度上の改正でなされた主なものは、まず先の高等教育機関の整備と拡張に続く中等教育の制度的改正であった。諮詢案件の中では、諮詢第3号、9号、11号、12号に関わるものである。具体的に、まず中学校に関しては、中学校令施行規則を改正し、実業を必修とする第1種課程と外國語・数学等を重視する第2種課程を編成することとし、前者において主として就職予定の教育を、後者においては進学希望者の教育を行うこととした⁸¹。師範学校に関しても、「師範学校規程中改正」により本科を第1部、第2部とし、文部大臣の許可によりどちらか一方のみの設置を認め、第2部の修業年限を2年とした⁸²。ともに1931（昭和6）年度から施行された。この改正は、制度上のものだけでなくそれに対応したカリキュラムや教育内容に改正をともなっており、次章で取り上げる「教授要目改正」を含むものである。これら中学校、師範学校を中心とした中等教育の改正の他、青年訓練所と実業補習学校の統一による青年学校制度を成立し、1935（昭和10）年度より実施した。しかし、義務教育年限延長、師範学校の専門学校化、女子の高等学校教育機会拡大等は結局実現せず、満州事変勃発等の時勢の影響によりさらに先送りされた。

教育内容に関する改正としては、特に「公民科」が新設され、中学校や師範学校等の中等教育に取り入れられた。設置の目的は、普通選挙対策と「国民精神作興勅書」による精

神作興¹⁰⁾ であった。しかし、そうした社会的課題への対処としてばかりではなく、教育上の課題として、それまで実施されていた「法制及経済」が知識偏重に陥っていたことへの反省に基づく改正であった点も注目される。さらに、この改正に合せて、その他の教科にいたっても「教授要目改正」として教育内容に郷土教育的内容が規定された。これらは、次章で詳述する画一教育、知識偏重打破を目指した「教育の実際化、地方化」の実現への取り組みであった。従来、昭和初期における教育施策の展開は、その歴史的結果から見れば、やがて「教学刷新」「国体明徴」、そして「国家精神総動員」へと展開される当時の教育情勢の中で、国家主義教育へと傾斜していくその途上のものとして位置付けられてきた。しかし、こうした、いわば当時の社会課題への対処としてだけではなく、教育の質的硬化としての画一化、知識偏重等、教育的課題への対処としての施策もなされたのである。この点を見落さずに検討する必要がある。

【註】

- 1) 文部省『資料臨時教育会議』第1集、文部省、1979、p.13参照。
- 2) 前掲書1), p.12参照。
- 3) 中野光「教育における統制と自由」土屋忠雄、吉田昇、長尾十三二『教育学全集3 近代教育史』小学館、1973、p.116.
- 4) 大学令の成立(1918)や、1919(大正8)年から6年にわたる継続事業として、高等学校10校、高等工業学校6校、高等農業学校4校、高等商業学校7校、外国语学校1校、薬学専門学校1校の合計29校が官立学校として新設されるよう計画、立案された。文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972、p.448に詳しい。
- 5) 国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会 第一集 総覽』明星大学出版部、1989、p.25参照。
- 6) 前掲書6), pp.94-97.
- 7) 「文部省令第二号 中学校令施行規則改正」『文部時報』第369号、1931.1.21, p.11参照。
- 8) 「文部省令第一号 師範学校規程改正」『文部時報』第369号、1931.1.21, p.1参照。
- 9) 前掲書8)参照。

第三節 「教育の実際化、地方化」の提唱と政策化

第一項 「教育の実際化、地方化」の提唱

昭和初期において、「教育の実際化、地方化」はいわば教育改善の公的スローガンのように盛んに提唱された。しかし、この「教育の実際化、地方化」は、昭和初期に初めて提唱されたのではなく、既に明治末期から大正初期に提唱されていた¹⁾。そして、大正期に入り、いわば公的議論として審議されたのは臨時教育会議からであった。例えば、臨時教育会議諮詢第4号「師範教育ニ関スル件」に対する答申では、「師範学校ノ教諭ヲ増員シ附属小学校ニ於テ地方ニ適切ナル教育ヲ完フスヘキコト」が重視されねばならないことが主張された。従来の小学校教育が「画一的・模倣的」であったことを反省し、「地方ニ適切ナル教育ヲ」行おうとの声が、この臨時教育会議や文部省担当官の中でも主張され始めたのである。「地方ニ適切ナル教育ヲ」行うために、師範学校が引き受けるべき課題は「地方ニ適切ナル小学校ノ経済的施設ヲ研究スルコト」と、「教育ノ内容ヲシテ地方ノ実情ニ適切ナラシムル²⁾」ことであると、施設面と教育の内容面においてその「実際化」と「地方化」を目指した改革が求められていた。

しかし、臨時教育会議で答申された師範教育の「実際化、地方化」の具体化は、その後十分に進んだわけではなかった。すなわち、1925（大正14）年の「師範学校規程改正」においては、「男生徒ニハ農業又ハ商業ヲ必修セシメテ将来ニ於ケル就職地ノ実業ニ關スル理解ヲ深カラシメ女生徒ニハ家事及裁縫ヲ必修セシメテ一層深ク家政ニ關スル修養ヲ与ヘムコトヲ期セリ³⁾」として、カリキュラム上の改正を加えた程度に留まったのである。

以上のように、「教育の実際化、地方化」を求める声は、既に明治末期から大正初期に提唱されていた。そして、それはやがて臨時教育会議の審議・答申等で取り上げられ、いわば公的な議論として見受けられるものの、具体的な教育制度や内容に十分反映されるまでにはいたらなかった。「教育の実際化、地方化」に関する課題が、教育諮問機関による一議論のみでなく、政党の掲げる政策として、あるいは建議として採択され、やがて具体的な行政施策へと目指されたのは1925（大正14）年のことであった。すなわち、1925（大

正14) 年3月25日に衆議院各会派の建議で、満場一致で可決された「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」と、同年10月4日に党議決定された政友会の「教育政策綱領」である。

第二項 衆議院各会派による建議

1925(大正14)年3月25日に、衆議院各会派⁴⁾により「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」が提出され、満場一致で可決された。建議内容は以下の通りである。

「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議－抄－

政府ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ国民教育ノ昂上進展ヲ計ルト共ニ其ノ教育力徒ニ画一二失シ形式ニ流ルノ弊習ヲ釐革シ国民生活ノ実際ニ適切ナル教養ヲ深クスルト同時ニ國体觀念ノ涵培ト立憲自治ニ關スル修練ニ一層ノ力ヲ致シ道義ヲ尊ヒ品性ヲ高ウシ義務ヲ重ムシ勤労ヲ愛スルノ風尚ヲ養ヒ以テ國運ノ隆昌ニ寄与シ社会ノ康寧ニ貢献スヘキ健全有為ナル國民ヲ養成スルニ遺憾ナキヲ期スヘシ

右建議ス

方 策

- 一、 画一ノ弊ヲ打破シ都市農村ノ情勢及環境ニ応ジテ教育ヲ為スコト
- 二、 多岐形式ノ学弊ヲ廃シ、 國民ノ實際生活ニ適シタル教育ヲ行ハシムルコト
- 三、 精神教育ニ重キヲ置キ人格品性ノ昂上ヲ計リ特ニ皇室國家ニ對スル觀念ヲ涵養スルガ為一層ノ力ヲ尽クスコト
- 四、 憲政自治ニ關スル教養ヲ深クシ公民的訓練ニ留意スルコト
- 五、 産業ニ關スル理解ヲ進メ之ヲ尊重力行スルノ風向ヲ養フコト
- 六、 前数項ノ趣旨ニ依リ学校ノ課程及教科書ニ一大刷新ヲ加フルト共ニ師範教育ヲ改善シ且現在ノ教員ニ對シテ適切ナル改善ノ施設ヲ為スコト⁵⁾」（下線筆者）

まず、こうした建議が採択される前の趣旨説明の中で、建議案の審議委員である山本悌二郎は以下のように当時の小学校教育の現状を述べていた⁶⁾。例えば、小学校においては「成程学科ハ多岐多様」であり整備されたが、卒業した生徒は「日常ノ生活ニ必要ナル所ノ文書ノ往復スラモ、少シ込入ッタ事項ニ相成レバ之ヲ能クセズ」という実情であった。算術に関しても「小学校ニ於テ鉛筆ヲ以テ横筋ヲ書ク算術」は習っているけれども、「家

「庭ニ必要ナル所ノ日々ノ計算ヲ遺憾ナク為シ得ルカト云ヘバ、諸君ノ御承知ノ通り決シテ左様ニハ参ラナイ」状況であった。初等教育が次第に確立され、教育課程や内容も整備されていた。しかし、実際の日常生活においてそれがいかされていない弊害を山本は説明していた。また中学校においても、「有ユル学科ヲ並立シテ、之ヲ詰込主義無理ニ児童ノ頭ニ注入スルト云フ形ニナッテ居ル」というように知識偏重教育の弊害が著しく、「実生活トカ実社会ニ從事スル場合ニ於テ、何ノ用モ為サザル所ノ学科マデモ覚エナケレバナラヌ」、「其半面ニ於テハ却ッテ社会生活上ニ必要ナル所ノ知識ハ之ヲ深ク得ルコトガ出来ナイ」」状態に陥っていたのである。

こうした画一教育、知識偏重教育の打破、そして「教育の実際化、地方化」を目指して、「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」は衆議院の建議として提出され、満場一致で採択された。以後その具体化と実現が期待され、その施策が望まれていた。

第三項 立憲政友会の教育改善案

さらに、こうした「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」採択と同年、1925（大正14）年10月4日に党議決定された立憲政友会の「教育政策綱領」を取り上げる。昭和初期における内閣では、田中義一内閣（1927.4-29.7）、犬養毅内閣（1931.12-32.5）が立憲政友会による内閣であった。特に田中内閣期には、後の詳述する文政審議会における諮詢第11号「中学教育改善ニ關スル要項」、諮詢第12号「師範教育改善ニ關スル件」が審議され、ともに郷土教育関係施策のうち「教授要目改正」に深く関わった審議が展開された。

さて、この「教育政策綱領」ではまず以下の大きく7つの改善点が掲げられていた⁸³⁾。「第一 国民教育の革新」「第二 政治教育及産業教育の普及徹底」「第三 青年軍事訓練」「第四 学校卒業に伴ふ特權の改廃」「第五 文部省官制改革」「第六 教育制度の法律化」「第七 其の他」このうち、特に「第一 国民教育の革新」では、以下の8つの内容について、その具体的改善点を掲げることで重点が置かれていた⁸⁴⁾。「内容改善」「義務教育年限延長」「学校の経済的経営」「試験制度の改廃」「卒業者の進路指導」「貧困児童救済等」「師範教育改善」「義務教育費国庫負担金」。そして、改善策の具体的な内容を掲げた「内容改善」では、以下のような方策が掲げられた。

「（イ）画一の弊を打破し、都市農村等の環境に応じ適切なる教育を為すこと。

- (口) 多岐形式の学弊を廃し、国民の実際生活に適したる教授を行はしむこと。
 - (ハ) 精神教育に重きを置き、人格品性の向上を計り、特に皇室国家に対する観念を涵養するが為の力を尽くすこと。
- (二) 憲政自治に関する教養を深くし、公民的訓練に留意すること。
- (ホ) 産業に関する理解を進め、之を尊重力行する風尚を養ふこと¹⁰⁾。」

まず「(イ) 画一の弊を打破し、都市農村等の環境に応じ適切なる教育を為すこと」としては、従来のカリキュラムの一元的なところを改め、都市や農村等の地方の実情に即した再編成や、教科書採択の自由化すべきことを掲げていた¹¹⁾。後の1931（昭和6）年度から施行された中学校や師範学校に置ける制度的改正として実現される点である。次に「(口) 多岐形式の学弊を廃し、国民の実際生活に適したる教授を行はしむこと」に関して、教育内容具体的改善方向として、「詰込主義に陥り実際生活に迂遠なる弊」を改善するため、教授要目に「一大改革を加へ」、「殊に理科、数学、歴史、地理等の教科に在りては徒に学問的体系に由ることなく、実生活に即したる教材を選択すること」としていた¹²⁾。これもまた、1931（昭和6）年度に施行される、中学校や師範学校における「教授要目改正」として教育内容の改善として実現される点である。次章で郷土教育関係施策として取り上げる中学校や師範学校における「公民科」の新設とその内容への「我ガ郷土」の導入、そして師範学校の地理科における「地方研究」の導入等は、この点をより具体的な教育内容として実現させたものである。

こうした政策の内容は、教育制度の効率的運用、人材供給機能の重視等総じて財政・経済主義的な点が目立ち、また「国民精神作興勅書」の意向を反映している点も少なくない¹³⁾。しかし、そうした経済的要求や精神作興の必要からのみの教育改善ではなく、当時の教育が抱えていた問題に対する対応として、画一教育改善の視点から取り組まれたことは重要である。特に教育内容の改善に関しては、知識偏重、画一教育の弊害を是正し「教育の実際化、地方化」早期実現を目指していたのである。この方針実現のための準備は、先述した田中義一内閣の下、中学教育調査委員会（1927.12.22）、師範教育調査委員会（1928.9.18）、女子中等教育調査委員会（1929.6.29）の設置により着手され、昭和初期においてその具体化が積極的に推進された。次章から詳述する郷土教育関係施策も、こうした教育行政の動きの中で実施されたのである。

【註】

- 1) 海後宗臣, 飯田晃三, 伏見猛弥『我が國に於ける郷土教育と其施設』目黒書店, 1932, p. 19に指摘されている。
- 2) 「臨時教育會議（総会）速記録第二十一号」（1918.7.24）における小松原英太郎（主査委員）の説明。文部省『資料臨時教育會議』第四集, 出版社不明, 1979参照。
- 3) 「文部省訓令第四号 師範学校規程中改正」文部省官房文書課『大正十四年法令年纂』発行年不明, p. 46.
- 4) 岡崎邦輔他25名により提出された。復刻版発行者 片岡英三『帝国議会衆議院委員会議録 45』臨川書店, 1987, p. 481参照。
- 5) 「第五十回帝国議会報告書」文献資料刊行会復刻『政友』第290号, 柏書房, 1980, pp. 35-36.
- 6) 『帝国議会衆議院議事速記録46 第五十回議会下 大正一三年』東京大学出版会, 1982, p. 729参照。
- 7) 前掲書6), p. 730.
- 8) 『教育週報』第9号, 教育週報社, 1925.7.18, p. 5参照。
- 9) 前掲書8), p. 5参照。
- 10) 前掲書8), p. 5参照。
- 11) 後に, 実際に文政審議会諮詢第12号「師範教育改善ニ関スル件」の特別委員にも選出される山崎達之輔（立憲政友会）も, 「教育の根本改善案」として「教育内容の革新」「民衆教育の向上」「官僚的教育制度の打破」を掲げて, 教育の画一打破を訴えていた。山崎達之輔「教育の根本改善案」文献資料刊行会復刻『政友』第290号, 柏書房, 1980, pp. 29-30.
- 12) こうした詰込み主義の弊害とその改善に関しては, 政友会だけではなく民政党的教育政策においても, 例えば以下のように指摘され, 改善すべきとされていた。
「一, 詰込教育の弊を破り討議と記述の機会を多からしめ能力の訓練に資す」（『教育時論』第1510号, 1927.5.25, p. 39参照）
- 13) 阿部彰『文政審議会の研究』風間書房, 1975, pp. 46-47.